

## 埼玉県土木工事委託業務検査要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県が発注する委託業務のうち、土木工事に関連する業務又はそれに類する業務（以下「業務」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 検査員

埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第89条第1項の規定により指定を受けた職員で、業務に係る完了検査の事務に従事する者をいう。

(2) 完了検査

完了した業務について行う検査をいう。

(3) 検査命令権者

埼玉県財務規則第89条第1項の規定により支出負担行為についての決裁権者をいう。

### (検査員の検査手続)

**第3条** 部長、課長又は所長（以下「部長等」という。）は、**受託者又は受注者**から業務の委託業務完了通知書の提出があったときは、速やかに検査員に業務の検査を行わせるものとする。

2 前項に規定する検査は、委託業務検査命令書（様式第1号）により行うこととする。

### (契約に違反する場合の措置)

**第4条** 部長等は検査員が業務の検査の結果、契約条項に違反するものがあると認めるときは、直ちに、当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

2 検査員は、違反の事実が重大であると認めるものについては、手直し指示書（様式第2号）により部長等に手直しを指示しなければならない。

3 部長等は検査員から手直し指示書を受領したときは、直ちに、当該契約の相手方に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

4 部長等は第2項による手直しが完了したときは、手直し報告書（様式第2号）により、検査員に報告しなければならない。

- 5 検査員は、前項の規定による手直しが完了した報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。ただし、検査員が軽易な手直しと認めたものであっては、この限りではない。

**(検査結果の報告及び検査調書の発行)**

**第5条** 検査員は、業務の完了検査を終了したときは、これらの結果を委託業務検査報告書（様式第3号）により、検査命令権者に報告しなければならない。

- 2 検査員は、業務の検査の結果について、委託業務検査調書（様式第4号）を当該業務を所管する部長等に発行しなければならない。
- 3 部長等は、前項の委託業務検査調書を受理したときは、埼玉县委託契約約款又は埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款の定めにより **受託者又は受注者**に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。